

監 査 第 35 号

平成 25 年 8 月 13 日

四日市市長 田 中 俊 行 様

四日市市監査委員 伊 藤 晃

同 廣 田 正 文

同 川 村 高 司

同 杉 浦 貴

財政健全化審査意見の提出について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定に基づき、算定された平成 24 年度健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査した結果について、別紙のとおり意見を提出します。

平成24年度 財政健全化審査意見書

1 審査の対象

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定に基づき、算定された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類

2 審査の期間

平成25年7月25日から平成25年8月13日まで

3 審査の方法

この財政健全化審査は、市長から審査に付された平成24年度決算に基づく健全化判断比率が関係法令に準拠し適正に算定されているかを主眼において実施した。

審査においては、総務省が作成した記載要領等に基づき、健全化判断比率を算定するための算定様式の記載事項について、決算書、財政状況調査表（決算統計）、関係部局が作成した算定根拠資料、関係書類等との照合、確認を行った。

さらに、算定手順等の妥当性を確認するために、関係職員からの説明及び聴取を実施した。

4 審査の結果

（1）総括

審査に付された平成24年度決算に基づく健全化判断比率の算定及びその算定の基礎となる事項を記載した書類の作成は、いずれも適正であると認められた。

（単位：％）

比 率	平成		早期健全化	
	23年度	24年度	基 準	財政再生基 準
実質赤字比率			11.25	20.0
連結実質赤字比率			16.25	30.0
実質公債費比率	14.7	13.7	25.0	35.0
将来負担比率	89.0	66.0	350.0	

（注）1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、実質赤字額、連結実質赤字額がない場合は「-」で表示される。

2 連結実質赤字比率の財政再生基準は、平成23年度決算からは30%となっている。

3 実質公債費比率は、18%を超えると市債発行は許可制となる。

4 将来負担比率について財政再生基準はなく、350%を超えると財政健全化計画を作成しなければならない。

5 早期健全化基準及び財政再生基準の数値は、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」で定められている。

(2) 各比率について

実質赤字比率について

実質赤字額は前年度に引き続き発生していない。

連結実質赤字比率について

連結実質赤字額は前年度に引き続き発生していない。

実質公債費比率について

実質公債費比率は、前年度と比べ1.0ポイント改善され、13.7%となっており、減少傾向にある。また、法令に定められる市債発行の許可制基準である18.0%も前年度に引き続き下回っている。

将来負担比率について

将来負担比率は、前年度と比べ23.0ポイント改善され、66.0%となっており、減少傾向にあるとともに、早期健全化基準の350.0%と比較すると、これを下回っている。

(3) 意見

今回、算定した健全化判断比率は、いずれも早期健全化基準を下回っており、特に将来負担比率において、将来負担額を前年度と比べ144億円減少させたことは評価できる。

実質公債費比率及び将来負担比率については、いずれも良化傾向にあるものの、全国の市町村平均(平成23年度)の9.9%、69.2%と比較すると、将来負担比率については平均を下回ったが、実質公債費比率については依然として高い水準にある。また、三重県内市町の中においても低い順位にある。さらに、公表の3年間平均の実質公債費比率は14.7%から13.7%に良化しているものの、単年度では12.4%から13.1%に悪化しており、楽観視できない状況である。

今後の財政運営において、市税収入の見込みや地方債残高と市民サービスやその推進計画との整合性をトータルに考えて、それぞれの比率に目標値を定め、具体的な取組計画を立てて着実に実行されたい。